

○茅ヶ崎市美術品審査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）に基づき設置された茅ヶ崎市美術品審査委員会（以下「委員会」という。）の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、茅ヶ崎市が収集し、又は寄贈若しくは寄託を受ける美術品につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、美術品に関し学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化スポーツ部文化推進課において処理する。

(平22規則11・令5規則7・一部改正)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日において現に茅ヶ崎市美術品購入等審査委員会の委員であった者は、この規則による委員とする。この場合において、当該委員の任期は、第3条第2項本文の規定にかかわらず、平成16年10月16日までとする。

附 則（平成22年規則第11号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規則第7号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。